

川西市パートナーシップ宣誓制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を認め合い、誰もが自分らしく、いきいき暮らせる社会の実現を目指して、性的マイノリティに係るパートナーシップの宣誓について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 性的マイノリティ

性的指向（自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。以下同じ。）が異性愛のみでない者、性自認（自己が認識している性別をいう。以下同じ。）と身体の性が一致しない者又は性自認と身体の性が一致せず、性的指向が異性愛のみでない者をいう。

(2) パートナーシップ

一方又は双方が性的マイノリティである二者間の関係であって、互いを人生のパートナーとして日常生活において、相互に協力し合うことを約したものをいう。

(3) 宣誓

パートナーシップの関係にある者同士又はパートナーシップを形成しようとする者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年であること。

(2) 一方又は双方が本市に住所を有している（本市への転入を予定している場合を含む。）こと。

(3) 双方に配偶者（事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。）がないこと及び当該パートナーシップの宣誓に係る相手方以外の者とパートナーシップの関係にないこと。

(4) 宣誓をしようとする者同士が民法第734条及び第735条の規定により婚姻をすることができないとされている者同士でないこと。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に、自ら署名し、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、自ら署名することができないと市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 住民票の写し（宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。）又は本市への転入を予定していることが確認できる書類

(2) 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）（宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。）又は前条第3号に掲げる要件を満たしていることが確認できる書類

2 市長は、前項の規定により提出された書類を確認し、前条各号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、宣誓をしようとする者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げるいずれかの書類の提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明証等であって、本人の顔写真が貼付されたもの

(5) その他前各号の書類に準ずるものとして市長が相当と認める書類

(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者が、性別違和等、市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において通称名（社会生活上通用していると認められるものをいう。）を使用することができるものとする。

(受領証の交付)

第6条 市長は、第4条の規定により提出のあった宣誓書、添付書類等を確認し、第3条各号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、宣誓をした者の双方に対し、宣誓の事実を証明するパートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号。以下「受領

証」という。)を交付するものとする。

(受領証の再交付)

第7条 受領証の交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)は、当該受領証を紛失、毀損又は汚損したときは、市長に対し、パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書(様式第3号。以下「再交付申請書」という。)を提出することにより、受領証の再交付を申請することができる。この場合において宣誓者は、第4条第2項各号のいずれかの書類を市長に提示しなければならない。

2 市長は、前項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、受領証を再交付するものとする。

(宣誓内容の変更)

第8条 宣誓者は、宣誓書に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに、パートナーシップ宣誓書記載内容変更届(様式第4号。以下「変更届」という。)に変更の事実が確認できる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更届の提出を受けたときは、内容を確認したうえで、当該宣誓者に変更後の内容を記載した受領証を発行するものとする。

この場合において、変更前の受領証は回収するものとする。

(受領証の返還)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届(様式第5号)に受領証を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 宣誓者の意思によりパートナーシップを解消したとき。

(2) 宣誓者の一方が死亡したとき。

(3) 宣誓者の一方又は双方が第3条第2号から第4号までのいずれかに該当しなくなったとき。ただし、宣誓者の双方が同条第2号の規定に該当しなくなった場合であって、次条第1号に規定する締結自治体に転出するときを除く。

(宣誓申告等)

第10条 本市に転入した者がパートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定(以下「協定」という。)の締結自治体(以下「締結自治体」という。)においてパートナーシップの宣誓に係る受領証等(以下「締結自治体受領証等」という。)の交付を受けている場合において、本市転入後も引き続きパートナーシップを継続するときは、当該本市に転入した者は、協定第2条第2項の規定に基づき、受領証の交付を受けることができる。

2 前項の規定による交付を受けようとする者(以下「転入宣誓者」という。)は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) パートナーシップ宣誓申告書(様式第6号)

(2) 締結自治体受領証等

(3) 第4条第1項第1号に掲げる書類

3 市長は、転入宣誓者から前項の規定による書類の提出があった場合において、転出元の締結自治体に対し、パートナーシップ宣誓申告に係る通知書(様式第7号)にパートナーシップ宣誓申告書の写し及び締結自治体受領証等を添えて受領証の交付の事実を通知するものとする。

4 前項の規定による締結自治体間における情報の提供については、転入宣誓者の同意がなければ行うことができない。

5 市長は、本市から転出した宣誓者に係る宣誓書の提供を他の締結自治体から求められたときは、これに応じるものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

(見直し)

2 市長は、この要綱の施行の日から5年以内に、この要綱の運用状況及び性的マイノリティを取り巻く環境等の変化に応じて、必要な見直しを行うものとする。

付則

この要綱は、令和3年4月6日から施行する。